平成２１年（フ）第７９８１号
大阪府吹田市五月が丘南７番25―２号
債務者　安田　直泰（旧姓野中）
1　決定年月日時　平成21年11月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月６日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第７９９７号
大阪府寝屋川市梅が丘１丁目６番14―303号
債務者　鳥羽　司郎（旧姓井上）
1　決定年月日時　平成21年11月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月６日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第８０４５号
大阪市平野区瓜破２丁目６番15―203号
債務者　高山聖司こと　高　　聖司
1　決定年月日時　平成21年11月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月６日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第８２４０号
大阪市住之江区平林南２丁目３番１―404号
債務者　兼田　淑子
1　決定年月日時　平成21年11月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月６日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第８２６５号
大阪府摂津市千里丘２丁目３番20号
債務者　前田　文博
1　決定年月日時　平成21年11月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月６日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第８２９６号
大阪市平野区瓜破西１丁目14番３―201号
債務者　園田　マキ
1　決定年月日時　平成21年11月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月６日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第８３１６号
大阪府枚方市香里園東之町８番１号
債務者　辻村　伸一
1　決定年月日時　平成21年11月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月６日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第８３６８号
大阪市福島区海老江８丁目７番８―1006号
債務者　森　満貴子
1　決定年月日時　平成21年11月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月６日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第８３７４号
大阪府高槻市津之江町１丁目71番28号
債務者　バンポキ　ジルベル
1　決定年月日時　平成21年11月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月６日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第８３７５号
大阪府高槻市津之江町１丁目71番28号
債務者　武本　和泉
1　決定年月日時　平成21年11月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月６日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第８４０４号
大阪府箕面市百楽荘１丁目12番15号
債務者　中前　喜子（旧姓神田）
1　決定年月日時　平成21年11月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月６日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第８４１２号
大阪市港区港晴２丁目13番３号　ヴィラ港晴305号
債務者　山下　一男
1　決定年月日時　平成21年11月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月６日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第８４３０号
大阪府東大阪市大蓮北４丁目５番32号
債務者　山本れい子こと　金　　福禮
1　決定年月日時　平成21年11月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月６日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第８５３１号
大阪府交野市東倉治３丁目５番20号
債務者　楠本　浩之
1　決定年月日時　平成21年11月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月６日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第８５４３号
大阪府摂津市鶴野１丁目６番６―506号
債務者　南本　速人
1　決定年月日時　平成21年11月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月６日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第８５４４号
大阪府寝屋川市萱島信和町14番１―708号
債務者　中岡　愛治
1　決定年月日時　平成21年11月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月６日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第８５４５号
大阪府寝屋川市萱島信和町14番１―708号
債務者　中岡マサヱ
1　決定年月日時　平成21年11月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月６日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第８５６５号
大阪市生野区新今里１丁目20番12号　ＺＩＰＡＮＧ新今里503
債務者　髙倉　大輔
1　決定年月日時　平成21年11月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月６日まで
大阪地方裁判所第６民事部